

議員提出議案第11号

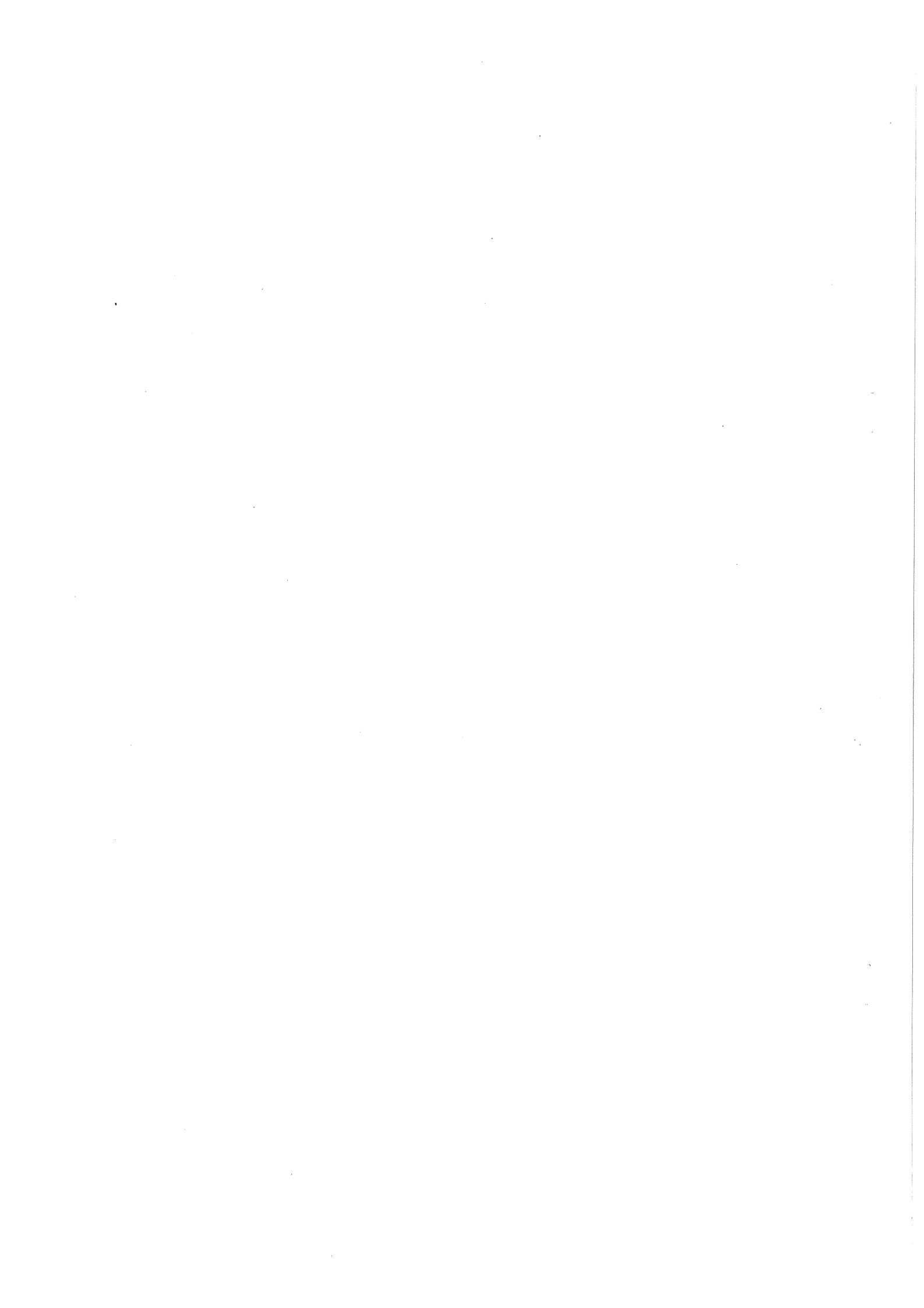
杉並区議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年11月27日

提出者	杉並区議会議員	富本	卓
	同	渡辺	富士雄
	同	すぐろ	奈緒
	同	山田	耕平
	同	小松	久子
	同	大和田	伸
	同	脇坂	たつや
	同	大熊	昌巳
	同	原田	あきら
	同	小川	宗次郎
	同	河津	利恵子
	同	大槻	城一

杉並区議会議長 井口 かつ子 様



## 杉並区議会委員会条例の一部を改正する条例

杉並区議会委員会条例（昭和31年杉並区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「常任委員会」を「常任委員の所属並びに常任委員会」に改め、同条中第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員は、それぞれ1の常任委員となるものとする。

第4条の見出しを「（特別委員会の設置等）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

第4条に次の1項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第5条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、閉会中においては、議長が委員を指名することができる。この場合においては、議長は、次の会議に報告する。

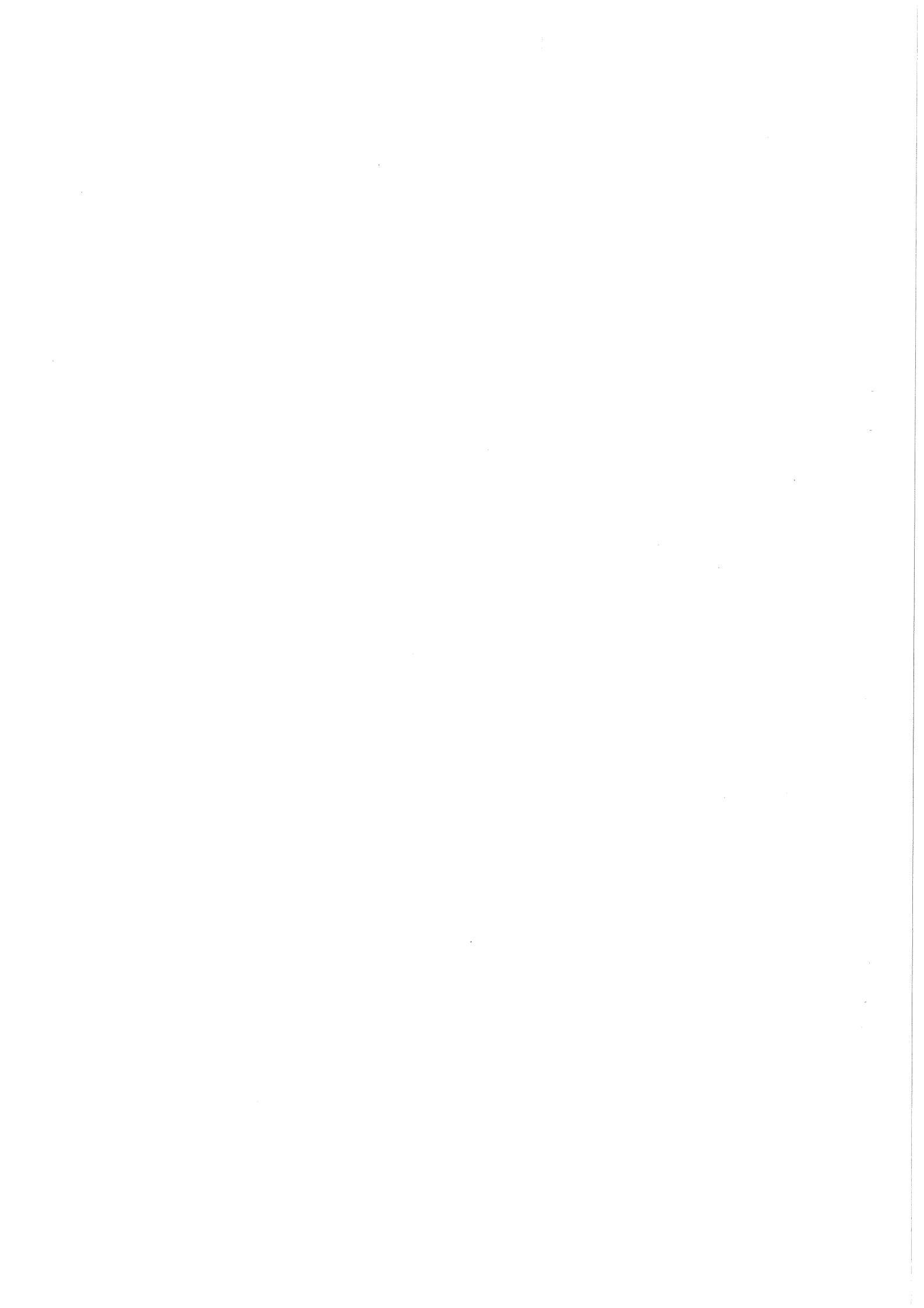
3 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任する。

### 附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

### （提案理由）

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。



杉並区議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(<u>常任委員の所属並びに常任委員会</u>の名称、委員定数及び所管)</p> <p>第2条 <u>議員は、それぞれ1の常任委員となるものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>(<u>特別委員会の設置等</u>)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 <u>特別委員の定数は、議会の議決で定める。</u></p> <p>3 <u>特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。</u></p> <p>(委員の選任)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、閉会中においては、議長が委員を指名することができる。この場合においては、議長は、次の会議に報告する。</u></p> <p>3 <u>議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任する。</u></p>	<p>(<u>常任委員会</u> の名称、委員定数及び所管)</p> <p>第2条</p> <p>略</p> <p>(<u>特別委員会の設置</u>)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 <u>委員の定数は議会の議決で決める。</u></p> <p>(委員の選任)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 <u>欠員を補充する必要があるときは、議長が委員を指名することができる。</u></p> <p>3 <u>前項の規定により委員を指名したときは、議長は、次の会議に報告する。</u></p>

